

委託業務(建設コンサルタント業務を除く。)に係る入札・契約制度の見直しについて

最低制限価格制度の樹木のせん定業務への導入

平均落札率の低い状況が続く草刈植木手入業務その他の施設内における樹木のせん定業務において、低価格受注による同作業の質の低下を防止し、従事者の適正賃金確保につなげるため、最低制限価格制度を導入する改正を行います。

1 対象となる業務

最低制限価格制度の対象となる業務は、樹木のせん定作業のある業務のうち一定の技術者の配置等を入札参加資格に設定するものに限り、具体的な入札参加資格については、次のとおりです。

- (1) 次のいずれかに該当する技術者を現場責任者(直接的な雇用関係にあるものに限る。)に配置できること。
 - ア 造園施工管理技士の資格を有する者
 - イ 建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者(造園工事に限る。)
- (2) 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者及び一般社団法人日本造園建設業協会の認定する街路樹剪定士(街路樹剪定士にあつては、街路樹のせん定作業のある業務に限る。)をせん定作業中常時、作業又は現場において指導にあたらせることができること。

なお、造園技能士及び街路樹剪定士は直接的な雇用関係にあるものに限るが、同一人物である必要はない。
- (3) 広島市競争入札参加資格者名簿(建設工事)の工種として「造園」に登録されている者であること。

2 最低制限価格の算定方法

最低制限価格 = 予定価格 × 2 / 3 ÷ 1.08 × 偶発値(※) × 1.08

※ 最低制限価格としての意義を損ねない範囲内で応札後にシステム上偶発的に発生させる値で事後においても公表しません。

3 最低制限価格及び予定価格の公表時期

最低制限価格制度の対象となる業務の入札では、最低制限価格及び予定価格は「事後公表」となります。

4 施行期日等

上記の改正は、平成29年1月12日から施行し、同日以後において入札公告等を行い、業務の履行期間の始期が平成29年4月1日以後の競争入札から適用します。